

【令和5年4月採用】三島町職員採用候補者試験公告

三島町職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和4年10月21日

試験職種	一般事務（高卒程度）	
採用予定人数	若干名	
受験資格	平成5年4月2日以降に生まれた者で高校を卒業した者。 ※民間企業等在職者及び経験者を含む。 ※大学・短大・高専・専門学校等を卒業した者、または令和5年3月までに卒業見込の者を含む。	
受験申込期間	令和4年10月24日（月）から、令和4年11月28日（月）まで（11月25日までの消印有効）	
試験の方法	教養試験・小論文・適性検査・個別面接	
試験の期日	令和4年12月11日（日）	・受付 9:00～9:30 ・教養試験 10:00～12:00 ・小論文 13:00～14:00 ・適性検査 14:10～14:55 ・個別面接 15:05～（1人15分程度）
試験会場	福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350番地 三島町町民センター	
合格発表	令和5年1月中旬予定 ※三島町役場前掲示板に受験番号を掲示するほか合格者に通知します。	

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。①日本の国籍を有しない者。②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者。③三島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。④日本国憲法施行の日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

◆合格者の採用

- 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- 初任給は三島町の給料表により支給され、そのほか通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- 必要な資格を取得できなかった場合は採用されません。

◆受験の手続

（1）申込用紙の交付

申込用紙は、三島町役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、試験職種に応じて封筒の表に「令和5年4月採用試験申込用紙請求（高卒程度）」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2）と、氏名・住所・電話番号を記した書面を必ず同封してください。

（2）申込の方法

- ①申込用紙に必要事項を記入して、三島町役場に提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「令和5年4月採用試験申込」と朱書きし、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長3）を同封して送付してください。
- ②受験票を受領したときは、最近3カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（※受験票がない場合、または受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。）

◆試験結果の開示

教養試験の結果については、不合格者に限り口頭で開示を請求することができます。開示内容は得点と順位、開示期間は合格発表の日から1カ月間、開示の場所は三島町役場総務課です。なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、受験者本人が来庁してください。

◆その他

- （1）受験の際は、HBの鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- （2）この試験に関し不明な点は、三島町役場総務課にお問い合わせください。郵便で問い合わせる場合は、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。